

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
翌日  
が休む  
るとき  
は、  
当日  
の翌日  
に  
あ  
ら  
ま  
し  
)

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第六十八号

鳥取県理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 鳥取県理容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「習練生」を「実地習練を行っている者(以下「習練生」という。)」に改める。

第十三条中「実地習練を行っている者(以下「習練生」という。)」を「習練生」に改める。

第十九条の見出し中「理容所開設届書」を「理容所開設届書」に改め、同条中「届書」を「届出書」に改める。

第二十条の見出し中「理容所開設届出事項変更届書」を「理容所開設届出事項変更届出書」に改め、同条中「届書」を「届出書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(理容所開設者地位承継届出書の様式)  
第二十条の二 省令第二十条の三第一項及び第二十条の四第一項に規定する届出書は、様式第十四号の二によるものとする。

第二十一条中「届書」を「届出書」に改める。

第二十四条の見出し中「提出部数及び」を削り、同条中「正副二部とし」を削る。  
様式第十三号中「簿」を「簿」に改め、「□□□□」を削り、同様式の添付書類4中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改める。

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

## 目 次

規 則 鳥取県理容師法施行細則等の一部を改正する規則(県民生活課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県理容師法施行細則等の一部を改正する規則

- 一 理容所及び美容所の開設者並びにクリーニング所の営業者の地位の承継の届出書の様式を定めることとした。
- 二 理容師、美容師及びクリーニング師の免許等に係る各種提出書類の提出部数を一部(現行 正副二部)とすることとした。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成八年十二月二十六日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

様式第14号の2 (第20条の2関係)

理容所開設者地位承継届

職 氏 名 様  
 相統 (合併) により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

|           |                           |   |   |   |
|-----------|---------------------------|---|---|---|
| 開設        | 届出年月日                     | 年 | 月 | 日 |
| 理容所       | 名 所 在 地 称                 |   |   |   |
| 被 承 継 人   | 住 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |   |   |   |
| 相統開始 (合併) | 相統による承継の場合にあつては、届出者との続柄   | 年 | 月 | 日 |

添付書類

- 1 相統による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本
- 2 合併による承継の場合にあつては、被承継人及び届出者の登記簿謄本
- 3 相統人が2人以上ある場合において、届出者その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相統人として選定された者であるときは、その全員の同意を証する書類

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第二条 鳥取県美容師法施行細則 (昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号) の一部を次のように改正する。

第十一条中「習練生」を「実地習練を行っている者 (以下「習練生」という。)」に改める。

第十三条中「実地習練を行っている者 (以下「習練生」という。)」を「習練生」に改める。

第十九条の見出し中「美容所開設届書」を「美容所開設届出書」に改め、同条中「届書」を「届出書」に改める。

第二十条の見出し中「美容所開設届出事項変更届書」を「美容所開設届出事項変更届出書」に改め、同条中「届書」を「届出書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(美容所開設者地位承継届出書の様式)

第二十条の二 省令第二十一条の二第二項及び第二十一条の三第一項に規定する届出書は、様式第十四号の二によるものとする。

第二十一条中「届書」を「届出書」に改める。

第二十四条の見出し中「提出部数及び」を削り、同条中「正副二部とし」を削る。

様式第十三号中「毀」を「破」に改め、「□□□□」を削り、同様式の添付書類4中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改める。

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

様式第14号の2 (第20条の2関係)

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続(合併)により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

|          |                         |   |   |   |
|----------|-------------------------|---|---|---|
| 開設       | 届出年月日                   | 年 | 月 | 日 |
| 美容所      | 名称                      |   |   |   |
|          | 所在地                     |   |   |   |
| 被 承 継 人  | 住所                      |   |   |   |
|          | 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  |   |   |   |
|          | 相続による承継の場合にあつては、届出者との続柄 |   |   |   |
| 相続開始(合併) | 年月日                     | 年 | 月 | 日 |

添付書類

- 1 相続による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本
- 2 合併による承継の場合にあつては、被承継人及び届出者の登記簿謄本
- 3 相続人が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときは、その全員の同意を証する書類

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第三条 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和六十二年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「クリーニング所開設届書」を「クリーニング所開設届書」に改め、同条中「届書」を「届出書」に改める。

第三条中「届書」を「届出書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(クリーニング所営業者地位承継届出書の様式)

第三条の二 省令第二条の二第一項及び第二条の三第一項に規定する届出書は、様式

第三号の二によるものとする。

第十一条の見出し中「提出部数及び」を削り、同条中「、正副二部とし」を削る。

様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第3号の2 (第3条の2関係)

クリーニング所営業者地位承継届

職 氏 名 様

相続 (合併) により営業者の地位を継承したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

|                         |                         |       |
|-------------------------|-------------------------|-------|
| 開設                      | 届出年月日                   | 年 月 日 |
| クリーニング所                 | 名称                      |       |
| 所在地                     | 所在地                     |       |
| 住所                      | 住所                      |       |
| 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |       |
| 相続による承継の場合にあつては、届出者との続柄 | 相続による承継の場合にあつては、届出者との続柄 |       |
| 相続開始 (合併)               | 年月日                     | 年 月 日 |

添付書類

- 1 相続による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本
- 2 合併による承継の場合にあつては、被承継人及び届出者の登記簿謄本
- 3 相続人が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときにあつては、その全員の同意を証する書類

附 則

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。